

2017年9月8日 全8頁

# 法律・制度 Monthly Review 2017.8

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
小林 章子

### [要約]

- 8月の法律・制度に関する主な出来事と、8月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 8月は、東京証券取引所がコーポレート・ガバナンス報告書の記載要領を改訂し相談役・顧問等の開示に関する内容を追加したこと（2日）、日本証券業協会がつみたてNISAの勧誘・販売時等に関するガイドラインを整備したこと（16日）、各省庁が平成30年度税制改正要望を公表したこと（31日）、金融庁が組織改革案を発表したこと（31日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○8月の法律・制度レポート一覧	.....	2
○8月の法律・制度に関する主な出来事	.....	2
○9月以後の法律・制度の施行スケジュール	.....	3
○今月のトピック		
「先取り貯蓄」がなぜ重要なのか	.....	5
○レポート要約集	.....	6
○8月の新聞・雑誌記事・TV等	.....	8
○8月のウェブ掲載コンテンツ	.....	8

## ◇8月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
4日	相談役・顧問等の開示制度、導入 ～コーポレート・ガバナンス報告書を見直し～	横山 淳	金融商品 取引法	4
9日	改訂日本版スチュワードシップ・コード 集团的エンゲージメントを巡る論点	横山 淳	金融商品 取引法	19
	法律・制度 Monthly Review 2017.7 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	13
10日	相続法改正、議論が大詰めへ ～遺産分割の見直し等について 2回目のパブリックコメントが開始～	小林 章子	その他法律	5
24日	なるほど！つみたてNISA 第1回 つみたてNISA とは何か？ ～個人が投資信託の積立で 効果的に資産形成ができる制度～	是枝 俊悟	税制	2
31日	なるほど！つみたてNISA 第2回 「先取り貯蓄」がなぜ重要なのか ～金融資産ゼロから脱却しよう～	是枝 俊悟	税制	2

## ◇8月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇国際監査・保証基準審議会（IAASB）、IAASB と米国公開会社会計監督委員会（PCAOB）との間での監査報告に関する基準の比較説明文書を公表。 ◇「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）」に関するパブリックコメントが開始（9月22日まで）。
2日	◇東京証券取引所（東証）、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の記載要領を改訂。代表取締役社長等であった者が引き続き相談役や顧問など何らかの役職に就任している等の場合には、氏名や役職・地位、業務内容、勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）等を記載することが考えられるとしている。2018年1月1日以後に提出する報告書から任意適用が可能。
3日	◇日本証券業協会（日証協）、「T+1 化の実施日の決定に係る手続等について」を公表。国債決済期間の短縮（T+1）化の実施までの手続等について決定するもの。 ◇日証協、「公社債の店頭売りの参考値等の発表及び売買値段に関する規則」を一部改正。国債決済期間の短縮（T+1）化の実施日（平成30年5月1日を予定）から施行。
4日	◇金融庁、「外為決済リスクに係るラウンドテーブル中間報告書」を公表。 ◇消費者契約法専門調査会、消費者契約法の改正に関する報告書を取りまとめ。
8日	◇米国証券取引委員会（SEC）、資本市場へのアクセス及び市場の流動性に関するレポートを公表。発行市場における資金調達及び流通市場の流動性のトレンドを説明し、これらのトレンドと金融危機後の規制改革（ドッド＝フランク法）との関係进行分析する内容。
9日	◇金融庁、財務諸表等規則または連結財務諸表規則が規定する国内会計基準、国際会計基準及び修正国際基準を指定する告示案を公表（意見提出期限は9月7日まで）。国内会計基準として企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」及び同第

9日	27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等、国際会計基準としてIFRS第17号「保険契約」を指定するもの。 ◇東証、「“TOPIX高配当40指数”の算出・公表について」を公表。TOPIX100の構成銘柄から実績配当利回りの高い40銘柄で構成される新指数。
14日	◇証券監督者国際機構（IOSCO）、市中協議文書「社債の流通市場に関する規制当局への報告と公的な透明性向上に関する提言」を公表（コメント期限は10月16日まで）。
16日	◇日証協、「NISA制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について（ガイドライン）」を改訂。つみたてNISA特有の留意事項（NISAとの選択制、ロールオーバー不可、信託報酬等の概算値の通知等）等を追加。
18日	◇金融庁、銀行法施行規則の一部改正府令案等を公表（意見提出期限は9月17日まで）。銀行グループがIFRS等を任意適用した場合に、銀行法における開示等各種規制についてもIFRS等に対応できるよう、所要の改正を行うもの。
22日	◇金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正案を公表（意見提出期限は9月22日まで）。つみたてNISA導入に伴い、NISA制度を利用する取引の勧誘に関して監督上の留意点を整理し、明らかにするもの。 ◇日本公認会計士協会（JICPA）の開示・監査制度一元化検討プロジェクトチーム、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示についての検討」を取りまとめ。 ◇JICPA、仮想通貨交換業者監査に係る監査実施報告書の様式を新設。 ◇国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）、コンサルテーション・ペーパー「収益及び非交換費用の会計処理」を公表（コメント期限は2018年1月15日まで）。
25日	◇金融庁、中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制における外国規制の適用に関する告示の改正案を公表（適用は9月1日から）。オーストラリア健全性規制庁（APRA）、香港金融管理局（HKMA）及びシンガポール金融管理局（MAS）の所管する規制について、新たに本邦規制と同等と認めそれによる証拠金の授受を許容するもの。
28日	◇米国財務会計基準審議会（FASB）、ヘッジ会計の改訂版を発出（公開会社は2019年、非公開会社は2020年から発効。早期適用可）。
30日	◇JICPAの品質管理委員会、「品質管理レビュー制度Q&A」の改訂を公表。 ◇エストニアとの租税条約が署名される。 ◇金融庁、「つみたてNISA対象商品に係る事前相談の結果について」を公表。7月末までに相談があった商品について、120本（公募投信114本、ETF6本）が要件を満たすことを確認したとしている。正式な対象商品の届出は10月2日。
31日	◇各省庁、平成30年度税制改正要望を公表。金融庁は、NISA・特定口座の利便性向上、NISAの恒久化、公募投資信託等の内外二重課税の調整、金融所得課税の一体化（デリバティブ取引・預貯金との損益通算範囲の拡大）、外国子会社合算税制（CFC税制）に係る金融ビジネスの実態を踏まえた措置、上場株式等の相続税評価の見直し等を要望。 ◇金融庁、「平成30年度機構・定員、予算要求について」を公表。検査局を廃止して監督局に統合しオン・オフ一体のモニタリング体制を確立する、総合政策局を新設し戦略立案・総合調整機能の強化を図る等の組織改革案。

#### ◇9月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2017年 (H29)	9月30日	◇「みなし交付申請」のためのNISA口座を開設している証券会社へのマ

2017年 (H29)	9月30日	イナンバーの提供期限。期限までに提供した場合、平成30年以後の年分のNISA口座の利用のための非課税適用確認書の交付申請書の提出が不要となる。
	10月1日	◇つみたてNISAの口座開設手続が開始。 ◇役員給与課税の改正（退職給与・譲渡制限付株式・新株予約権に係る部分）が適用。
	10月2日	◇投資信託委託会社等によるつみたてNISA対象商品の届出が開始。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。 ◇マイナポータルの本格運用が開始（予定）。
2018年 (H30)	1月1日	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。 ◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位から年単位に変更。 ◇NISAの第2期勘定設定期間が開始。 ◇つみたてNISAが開始。年間投資上限額40万円、非課税保有期間（最大）20年間。 ◇配偶者控除・配偶者特別控除の見直し。所得控除38万円の対象となる配偶者の収入の上限を103万円から150万円に引上げ。
	1月3日	◇EU第二次金融商品市場指令（MiFID II）/MiFIR、施行。
	4月1日	◇（2018年4月1日以後開始事業年度より）法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の55%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。 ◇（外国関係会社の2018年4月1日以後開始事業年度より）外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の改正が適用。
	10月1日	◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISAの初年度（2014年分）投資枠について、5年間の非課税保有期間が満了。
2019年 (H31)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。 ◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入）。 ◇（2019年10月1日以後開始事業年度より）地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始（予定）。
2020年 (H32)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
2021年 (H33)	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。
	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2023年 (H35)	10月1日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始。

※原則として、8月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。

## ◇今月のトピック

「先取り貯蓄」がなぜ重要なのか

～なるほど！つみたてNISA 第2回～

2017年8月31日 是枝 俊悟

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20170831\\_012258.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20170831_012258.html)

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 人生のリスク要因とライフイベントにおいて必要なお金			
リスク要因	必要なお金は？	ライフイベント	必要なお金は？
もし病気で入院してしまったら	医療費は原則3割負担(食事代、諸雑費を含め) <b>入院1日当たり平均19,835円</b> (注1))	結婚するときには・・・	結婚費用総額の平均(結納・婚約から新婚旅行まで)は <b>500.4万円</b> (注2)
もし会社を辞めることになったら	次の仕事を見つけるまでの生活費が必要(自己都合退職の場合、 <b>原則3か月間は失業給付を受けられない</b> )	子どもが大学に入学したら・・・	私立大学の初年度入学金は、文化系学部で <b>平均114.7万円</b> 、理科系学部で <b>平均150.1万円</b> (注3)

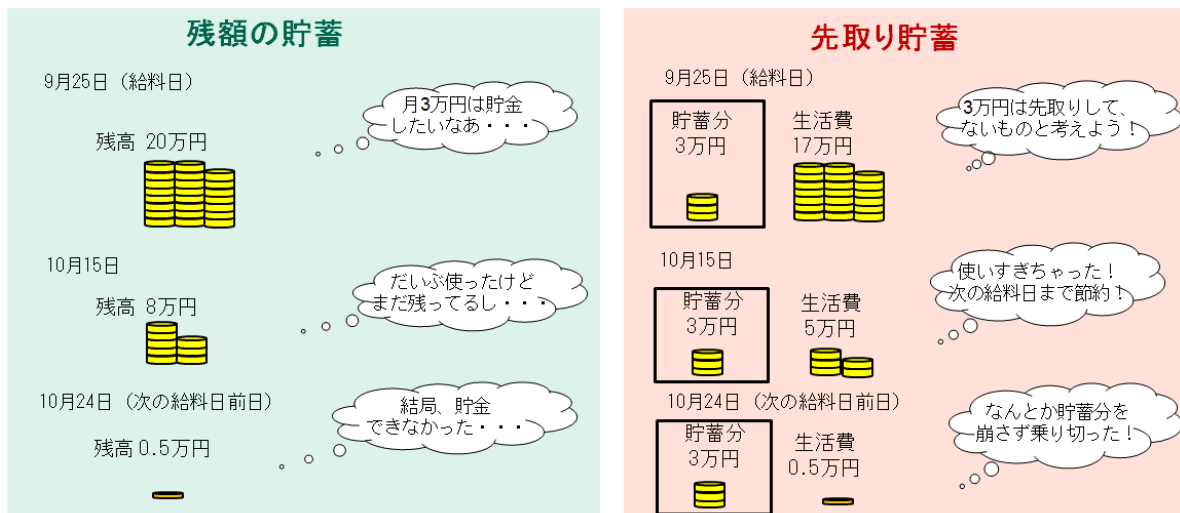
(注1) 生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」による。治療費、食事代、差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

(注2) 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ「ゼクシィ結婚トレンド調査2016調べ」による首都圏の金額。

(注3) 文部科学省「平成26年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」による。

(出所) 注釈記載資料等をもとに大和総研作成

図表2 「先取り貯蓄」なら貯蓄を増やしやすい(イメージ)



(出所) 大和総研作成

## ◇レポート要約集

### 【4日】

#### 相談役・顧問等の開示制度、導入 ～コーポレート・ガバナンス報告書を見直し～

2017年8月2日、東証は、コーポレート・ガバナンス報告書の記載要領を見直し、相談役・顧問等の開示制度を導入することとした。これは、経済産業省の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）」や政府の「未来投資戦略2017」などを受けたものである。

具体的には、コーポレート・ガバナンス報告書に「代表取締役社長等を退任した者の状況」という項目が新設される。そこに、代表取締役社長等であった者が、退任後も引き続き、相談役や顧問などの役職・地位にある場合に、氏名、役職・地位、業務内容、勤務形態・条件、任期などを記載することが想定されている。

改訂後の新様式は、2018年1月1日以後、提出するコーポレート・ガバナンス報告書から利用可能となる。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170804\\_012196.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170804_012196.html)

### 【9日】

#### 改訂日本版スチュワードシップ・コード 集团的エンゲージメントを巡る論点

2017年5月29日、日本版スチュワードシップ・コードの改訂版が公表された。その中には、重要な改訂項目の一つとして、集团的エンゲージメントが盛り込まれている。すなわち、同コード（改訂版）は、必要に応じ、集团的エンゲージメントが「有益な場合もあり得る」としている。

集团的エンゲージメントを実行するに当たっては、その場での情報伝達について、インサイダー取引規制、法人関係情報規制、フェア・ディスクロージャー・ルール上の問題が生じる可能性がある。

さらに、集团的エンゲージメントの内容によっては、大量保有報告制度上の問題（「重要提案行為等」、「共同保有者」）が生じる可能性もある。

これらの問題については、2014年の日本版スチュワードシップ・コード制定時に金融庁が公表した見解なども踏まえて、適切な対応をとることが求められるだろう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170809\\_012204.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170809_012204.html)

### 法律・制度 Monthly Review 2017.7

#### ～法律・制度の新しい動き～

7月の法律・制度に関する主な出来事と、7月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

7月は、マイナポータルを試行運用が開始したこと（18日）、企業会計基準委員会が「収益認識に関する会計基準」の公開草案を公表したこと（20日）、金融庁が「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し取組方針を公表した金融事業者のリストを公表したこと（28日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20170809\\_012205.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20170809_012205.html)

**【10日】****相続法改正、議論が大詰めへ****～遺産分割の見直し等について2回目のパブリックコメントが開始～**

2017年8月1日、民法等の相続関係（相続法）改正に関する2回目のパブリックコメントが開始された。相続法改正については、法務省の法制審議会の民法（相続関係）部会において、2015年4月から審議が開始され、そこで取りまとめられた中間試案について、2016年7月に1回目のパブリックコメントが実施されていた。

今回のパブリックコメントは、中間試案後に追加された新たな方策等の一部（追加試案）に限定して、新たにコメントを求めるものとなっている。具体的には、遺産分割等に関する見直しおよび遺留分制度に関する見直しについてのコメントが求められている。これ以外の改正案（配偶者の居住権など）については、直近の第23回部会（2017年7月18日）で公表された「要綱案のたたき台(2)」の内容でほぼ固まったとみてよいだろう。

今回のパブリックコメントは9月22日に締め切られる。その後、10月から部会での審議を再開し、本年（2017年）末または来年（2018年）初めに改正の要綱案を取りまとめることを目指すとしている。相続法の改正については、2015年4月の第1回部会から2年以上にわたって審議されてきたが、いよいよ議論が大詰めを迎えたといえるだろう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20170810\\_012208.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20170810_012208.html)

**【24日】****なるほど！つみたてNISA 第1回****つみたてNISA とは何か？****～個人が投資信託の積立で効果的に資産形成ができる制度～**

つみたてNISAとは、個人が投資信託の積立で得られた利益について、最大20年間非課税となる制度です。定期的な積立は、着実に貯蓄を増やすことにつながります。つみたてNISAで行う投資信託の積立は、長期間継続すればある程度の運用益を得ることも期待できます。さらに、得られた運用益が非課税となるので、効果的に資産形成ができます。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20170824\\_012239.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20170824_012239.html)

**【31日】****なるほど！つみたてNISA 第2回****「先取り貯蓄」がなぜ重要なのか****～金融資産ゼロから脱却しよう～**

日本の単身世帯の約半数、二人以上の世帯でも約3割が金融資産をほとんど持っていない「金融資産ゼロ世帯」です。金融資産ゼロの家計は、人生のリスクへの不安が強く、将来の見通しも立てづらくなります。

金融資産ゼロを脱却するために生活費の残りを貯金しようと思っても、なかなか貯まりません。給料やボーナスが出たときに「先取り」で貯蓄をして、残額での生活を意識することで、金融資産をコツコツと増やしやすくなります。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20170831\\_012258.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20170831_012258.html)

## ◇8月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
ニッキン投信情報 (8月7日号)	つみたてNISA、制度の概要と残された課題 第3回 残された課題と今後の展望	是枝 俊悟
Works (143号)	僕の育休が会社を変える ~Case1 仕事も育児も、妻と自分で フェアに担いたい~	是枝 俊悟
金融ジャーナル (9月号)	NISAの有効活用における課題 ~金融機関に求められる役割~	是枝 俊悟
金融ジャーナル (9月号)	相続法の改正(配偶者の自宅の相続) についてコメント	小林 章子
Financial Adviser (9月号)	シンクタンク研究員による読み解き! 最新制度 Vol. 30- 上場株式等の住民税の課税方式の 実質見直しで申告の方法が大きく変わる	是枝 俊悟

## ◇8月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
8月24日 掲載	コラム:「監査報告書の透明化」が有効に機能するためには <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20170824_012235.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20170824_012235.html</a>	吉井 一洋
8月30日 掲載	コラム: トランプ大統領のレガシー <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20170830_012247.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20170830_012247.html</a>	鳥毛 拓馬